

投資促進税制に関する実証分析

川口 真一

【要旨】

政策税制を実施するにあたり、企業行動を把握することは極めて重要である。なぜなら、企業規模等が異なれば、節税行動や資金調達方法、配当政策等の戦略も異なるため、政策税制に対する企業のリアクションも同一ではないと考えられるからである。租税政策に企業行動を織り込むことは政策効果を高めるためにも重要であるが、わが国の政策税制に関する企業行動の検証は必ずしも十分とはいえない。

2003年の税制改正において導入された投資促進税制は、企業がIT関連設備を取得した場合、税額控除と特別償却のどちらかを選択することができる。税額控除については減税分だけ投資収益率を引き上げることによって投資促進効果を狙うものであり、特別償却制度については設備投資を行った初年度にキャッシュ・フローを増加させることによって投資の促進を期待するものである。課税当局の狙いは、資金制約にある小規模な企業に対して特別償却を選択させ投資促進を図ることであると考えられる。しかしながら、小規模な企業ほど節税の観点から確実に税負担を軽減できる税額控除を利用し、大規模な企業ほどキャッシュ・フローの観点から特別償却を利用している可能性がある。

したがって、本稿では、「2003年度の投資促進税制導入後は大規模な企業ほど特別償却を利用して、キャッシュ・フローを確保している。」という仮説を立て、これを検証することにした。具体的には、2000年度から2004年度のパネルデータを用いて、企業による特別償却と税額控除の制度選択を計量的に検証した。検

証の結果、本稿の仮説は支持され、小規模な企業に対して課税当局が期待する投資促進税制の効果が得られていない可能性が明らかとなった。

【キーワード】 投資促進税制, キャッシュ・フロー, 特別償却制度

1. はじめに

バブル崩壊後の日本経済は低迷を続け、民間設備投資の落ち込みと消費支出の伸び悩みによりなかなか景気回復には至らなかった。そういった状況の中、低迷した消費と投資を回復させ、日本経済の長期的な成長をもたらすべく提案が 2002 年の経済財政諮問会議でなされた。経済財政諮問会議では、「経済活性化戦略」「税制改革」「歳出構造改革」を三本柱として諸施策が提案され、その中でも「税制改革」に関しては、日本経済の活力を促すことを目的として、設備投資減税を中心とする経済活性化策が検討されたのである。

そして翌年の 2003 年の税制改正において、我が国企業の国際競争力の強化や産業構造改革のためには、21 世紀をリードする産業・技術を見据えた政策税制が必要であるとして、設備投資・研究開発に関する租税特別措置が導入された。特に設備投資減税においては、その大部が IT 投資促進税制に充てられており、初年度は約 6,000 億円規模の減税額であった¹。IT 投資促進税制減税の特徴として、企業が IT 関連設備を取得した場合、税額控除と特別償却のどちらかを選択することができる。このような制度選択が用意されたことで、企業は状況に応じた投資促進税制の利用が可能となる。

課税当局の政策意図は、税額控除については減税分だけ投資収益率を引き上げることによって投資促進効果を狙うものであり、特別償却制度については設備投資を行った初年度にキャッシュ・フローを増加させることによって投資の促進効果を期待するものであると推測される。企業が税額控除を利用した場合、設備投

¹ 研究開発設備については、900 億円程度の減税額となっている。

資額の10%が法人税額から直接控除されるのに対して、特別償却を利用した場合²には初年度のみ対象投資額の50%が課税所得から控除される³。さらに、税額控除は当期法人税額の2割を限度額としているのに対して、特別償却には限度額は設けられていない。つまり、税額控除よりも特別償却を選択した方が企業は一時的により多くのキャッシュ・フローを得ることができるのである。このことから課税当局は資金制約の状況にある企業に対して特別償却を選択させることで、投資の促進を図ろうとしていると考えられる。しかし、特別償却か税額控除かという制度選択に対して、企業がどのような行動を取るかについては実証的に明らかにされていない。

課税当局の狙い通り、特別償却制度が企業のキャッシュ・フローを増加させることによって投資の促進効果をもたらすものであれば、相対的に資金制約が強いと考えられる小規模な企業ほど特別償却を選択することになる⁴。しかし、小規模な企業は節税効果の観点から、税を繰り延べる特別償却よりも確実に税負担を軽減できる税額控除を利用することも考えられる。

² 例えばパソコンなど耐用年数が4年の設備に投資した場合、定率法による償却を行なうと、初年度の償却率は普通償却分の43.8%と特別償却分の50%を合計した93.8%の償却を行なうことができる。

³ 実効税率を40%として計算すると、この特別償却制度を利用した場合、初年度に設備投資額の20%のキャッシュ・フローを確保することができる。

⁴ 企業の資金制約に関する先行研究として、三井・河内(1995a)、三井・河内(1995b)、TRAN(2005)等があげられる。まず三井(1995a)では、中小企業は資金調達を増加させると平均的な資金コストが上昇するという意味で資金制約に直面しており、その制約は内部資金が多くなるほど緩和されるという計測結果が得られている。次に三井・河内(1995b)は、資金供給関数と投資需要関数の同時推定により、中小企業に資金制約が存在していることを実証的に示している。最後にTRAN(2005)によると、財務省「法人企業統計」の産業レベルのデータを使用して設備投資関数の推計を行った結果、設備投資へのキャッシュ・フローの弾力値は企業規模が小さいほど大きいことが示されている。この結果については、比較的規模の小さい企業の場合には情報の不完全性や非対称性に伴うエージェンシー問題がより深刻であることから、設備投資がキャッシュ・フローに制約される程度が大きいと解釈されている。以上の先行研究は、企業の規模が小さいほど設備投資に対する資金制約が強いことを示唆しているのである。

他方、大規模な企業はキャッシュ・フローを増やすために、特別償却制度を積極的に利用していると推測される。第一の理由として、資本規模の大きい企業は株式を上場している企業が多いため、配当政策を重視した経営を行っていることがあげられる。企業が特別償却制度を利用すると、設備投資に費やしたコストを早めに費用計上することが可能となり、その分将来に利益として計上することができる。例え将来業績が悪化したとしても毎年安定した配当を行いたい大規模な株式公開企業は、費用を前倒しすることで将来の利益を確保し、配当に備えるという行動を取る可能性もある。第二の理由として、大規模な企業は、キャッシュ・フローを重視した経営を行っていることがあげられる。特に 2000 年から有価証券報告書にキャッシュ・フロー計算書を記載することが義務付けられこともあり、株式を公開している企業は利害関係者に対し自社の資金構造を幅広く公表するようになった。これは、投資家や金融機関が企業価値を算定するうえでキャッシュ・フローを重要な指標とするようになったことを意味する。また、岡部 (2011) では、中小企業に対するアンケート調査から、中小企業は社員数、売上高等の規模の拡大に正比例して、キャッシュ・フローを重視した経営を行うようになることを実証的に明らかにしている。

したがって、本稿では、「2003 年度の投資促進税制導入後は大規模な企業ほど特別償却を利用して、キャッシュ・フローを確保している。」という仮説を立て、これを検証することにした。従来の投資促進税制（特別償却・税額控除など）に関する分析は、田近・油井 (1984⁵, 1989⁶)、林 (1991)⁷ および和田 (1992)⁸ などマ

⁵ 田近・油井 (1984) では、戦後日本の法人優遇税制の概要を明らかにした上で、国税庁編「税務統計から見た法人企業の実態」のデータを用いて、繰延型の主要な制度、非課税引当金・準備金制度および特別償却制度の利用および効果を定量的に分析している。

⁶ 田近・油井 (1989) では、日米ともに税務統計のマクロデータ使用し、非課税引当金・準備金や特別償却等の課税繰延べ措置を考慮して日米の平均実行税率を比較している。

⁷ 林 (1991) では、田近・油井と同様に「税務統計から見た法人企業の実態」のデータを使用して、法人税に関する各種個別の措置が資本規模の異なる企業に対していかなる影響を与えるかを、税負担率または節税率の指標を用いて検討している。

⁸ 和田 (1992) では、租税特別措置が企業の資本充実に与えた影響について、主に準備金・引当金を取り上げて考察を行っている。

クロデータを使用したものであり、主に減税措置が税負担に与える影響を平均税率の視点から分析するものであった。それに対して、本稿は企業のマイクロデータを用いて投資促進税制に対する企業行動を分析するものである⁹。具体的には、2000年度から2004年度のパネルデータを用いて、企業による特別償却と税額控除の制度選択を計量的に検証する。これにより、課税当局が期待する政策効果がみられるかどうかを明らかにしたい。

2. 法人税における租税特別措置

2-1. 租税特別措置とIT投資促進税制

わが国の法人税制は、シャープ税制当初から次々と租税特別措置が導入され極めて複雑な税制となっている。一般に租税特別措置とは、特定の政策目的を実現するための手段であり、税制上の例外規定・特別規定により行われる税の軽減措置・優遇措置である。租税特別措置は、各種の引当金・準備金・特別減価償却・税額控除の4つに分類することができる。これらの措置は戦後の資本蓄積を促し、産業成長に重要な役割を果たしてきた。また租税特別措置は企業にとって産業政策という外的要因だけでなく、内的要因からも企業内部の資本蓄積（内部留保）を増加させ企業成長にも貢献してきたのである。しかし、これは経済政策・社会政策その他の政策的理由に基づくものとはいえ、「公平・中立・簡素」という租税原則からは反するものといえる。

法人税制の特例は、科学技術の振興、資源エネルギー対策、中小企業等の経営合理化・近代化、産業基盤の強化、地域開発の促進、公害対策などの政策目的により設けられており、これらの特別措置はその性質から大きく3つに分類することができる。第一は、法人税を軽減するもので、税額控除や一定の金額を損金の額に算入するものである。第二は、法人税の課税の繰延べを行うもので、普通償

⁹ 法人税に関する税制改正の研究は、1998年度の税制改正を分析したものは存在するが、2003年の税制改正については外形標準課税を扱ったものを除いてはほとんど存在しない。この点からも2003年度の投資促進税制を取り上げることには意義がある。

却額を超えて償却を行う特別償却によるもの、積立額の一定限度額内の損金算入を認める準備金の形によるもの、資産の取得価額の圧縮を認めるいわゆる圧縮記帳の制度などである。第三は、増収効果を持つもので、土地譲渡益追加課税、交際費課税制度、移転価格税制及びタックス・ヘイブン対策税制などである。投資促進税制が企業の税負担に与える効果のうち、第一に属する税額控除は税負担を確実に軽減する免税措置であり、第二に属する特別償却は税の支払いを先送りにする繰延べ措置と定義することができる。

IT 投資の経済分析の先行研究として、宮川努・浜潟純大他 (2003)¹⁰・宮川努・浜潟純大 (2004) がある。これらの論文では、2003 年度税制改正のうち投資税額控除に焦点をあて、すべての企業が税額控除を利用して IT 投資を行なった場合を想定して、どれだけ IT 投資が促進されるのかをシミュレーションしている。また、2005 年 6 月に経済産業省商務情報政策局から公表された「IT 投資促進税制の経済効果について」によると、アンケート調査を行なった企業のうち税額控除を利用したのは全体の 51%、特別償却を利用したのは 8%、税額控除と特別償却の両方を利用したのは 3%、そして 33% は何も利用していない、となっており、大部分の企業が税額控除を利用しているという結果になっている¹¹。

節税効果という観点から考えると、繰延べ措置である特別償却よりも、免税措置である税額控除を選択した方が長期的には合理的といえる。しかし、必ずしも企業は節税効果だけを目的として行動するとは限らない。なぜなら、企業によ

¹⁰ この論文は、Jorgenson の投資理論に基づいた定量的な分析を行なったものである。実証分析では、内閣府経済社会総合研究所の潜在成長力プロジェクトチーム（主査：深尾京司一橋大学教授）で作成された JIP (Japan Industry Productivity) データベースが用いられている。分析結果によると、投資減税は資本コストの低下を通じて投資を増加させるといった効果を持つことが示されている。またシミュレーション分析の結果、IT 投資を行なった企業が 10% の投資税額控除を活用すると 6.4% から 8.5% の幅で IT 投資を増加させるという結論が得られている。

¹¹ しかし、このアンケート調査では税額控除を利用した企業の詳細までは調査されていない。

て資金制約など置かれている状況は異なるため、企業はそれに応じた独自の戦略の下で行動すると考えられるからである。

2-2. レーガン政権下の税制改革

政府は経済活動に中立的な税制を目標とし、特定の政策目的のために税制上の優遇措置という手段を用いることは極力回避されるべきであるとの立場から、徐々にではあるが租税特別措置等の統廃合を進めてきた。ところが2003年度の税制改正では、わが国企業の競争力強化や産業構造の改革を進めるため、研究開発・設備投資に関する優遇措置を導入した。これらの措置は法人税率に関してはすでに先進国並みの水準となっているため、特定部門や特定支出に的を絞った税負担の軽減を目的としている。主に租税特別措置は、特定の産業や企業の振興を目的とするものであるが、2003年の投資促進税制はすべての企業を対象とする措置であった。この措置は、1981年にアメリカのレーガン政権の下で実施された税制改革をモデルとしている。

1970年代のアメリカは、1976年から1977年の一時的な好転期を除き、激しいインフレと経済状況の悪化に苦しんでいた。そして、実質経済成長率の低下や国際収支の悪化をもたらした原因として、所得税や法人税の問題、それとインフレとの相乗作用が認識されるようになってきた。法人税の問題点としては、取得価格ベースの減価償却や先入先出法による在庫評価などが連邦税制の構造的問題となり、さらにインフレーションによって減価償却ベースの実質的な縮小が投資阻害効果をもたらしたと言われている。1977年のアメリカ財務省のブルーポイントや1979年の「税制再構成法案」で提案された付加価値税の導入による所得税、法人税および社会保険料の大幅削減などは、連邦税制の欠陥を抜本的かつ包括的に是正する税制改革であったが、いずれも実現には至らなかった。結局、1970年代におけるアメリカの税制改革は、個別のかつ場当たりのな税制改革にとどまったのである。

1981年のレーガン政権下の税制改革では、抜本的かつ包括的な税制改革が打ち出され、インフレ下での貯蓄と投資の促進を目的として、法人税に関しては積極的な設備投資減税が実施された。具体的な措置として、加速度償却制度の導入や

投資税額控除の拡充、さらには研究開発費の税額控除¹²があげられる。加速度償却制度は、減価償却資産のうち機械・設備の償却期間を3年・5年・10年というように3つ程度のクラスに単純化し、法定耐用年数を大幅かつ一律に短縮するものであった。また投資税額控除は、機械・設備の耐用年数に応じて、0%から10%であった税額控除率が6%と10%の二本立てにすることで、全体的に控除率の引き上げが図られた。さらに、これらの措置はインフレ調整も目的としており、企業が設備・機械等を購入した場合には、加速度償却制度と税額控除を同時に利用することのできる措置であった。それに対して、2003年に導入された我が国の投資促進税制は、企業が税額控除と特別償却制度のどちらかを選択するものである。このように企業側に制度の選択を求める措置は、日本特有のものといえる。

3. 企業による特別償却と税額控除の選択

3-1. 分析データ

分析で用いるデータは「日本経済新聞社総合経済データバンク NEEDS」の株式公開企業・株式非公開企業の企業財務本決算の2000年度から2004年度版のパネルデータである。このデータベースはわが国の法人企業を対象としており有価証券報告書をもとにして貸借対照表・損益計算書・利益処分計算書・財務指標データ等に分類されており、多くの項目のデータが掲載されている。本分析では、資本金100億円未満の有価証券報告書提出会社（株式公開企業・株式非公開企業）における5期連続黒字企業の財務データ（1195社）を使用した¹³。これらの企業の数値データをもとにしてパネル分析を行う。

ここで、実証分析で用いるデータとその算出方法を述べる。まず減価償却の実施額は(1)式のように普通償却額と租税特別措置による特別償却額の合計額となる。

¹² 研究開発減税については、技術革新の促進という目的から、研究開発費の25%の税額控除が認められるものであった。

¹³ 法人税を払っていない赤字企業は投資促進税制を利用できないので、黒字企業のみを対象とした。

$$\text{減価償却実施額 (W)} = \text{普通償却額} + \text{特別償却額 (S)} \cdots (1)$$

$$\text{特別償却額 (S)} = \text{減税対象となる設備投資額} \times 50\% \cdots (2)$$

尚、使用するデータベースから入手できるデータは、普通償却額と特別償却額が合算された減価償却実施額 (W) なので、特別償却額 (S) は以下の (3) 式で導出することができる。

$$\text{特別償却額 (S)} = \text{減価償却実施額 (W)} - \text{普通償却費} \cdots (3)$$

また、本分析では以下の (4) 式のように減価償却実施額に占める特別償却額の割合を特別償却比率と定義する。

$$\text{特別償却比率} \left(\frac{S}{W} \right) = \text{特別償却額 (S)} \div \text{減価償却実施額 (W)} \cdots (4)$$

普通償却額については (5) 式のように、税引き前当期利益を算定する際、売上高から費用として差し引かれる。それに対して、特別償却額は (6) 式のように、課税所得を算定する際に、税引き前利益から税法上の費用として控除されるものである。また、法人税額は、(6) 式 (7) 式のように、税引き前当期利益から損金算入と益金不算入をマイナスし、損金不算入と益金算入をプラスしたものを課税所得として、これに法人税率をかけたもので算出される。

$$\text{税引き前当期利益} = \text{売上高} - \text{売上原価} - \text{その他の費用 (普通償却額)} \cdots (5)$$

$$\text{課税所得} = \text{税引き前当期利益} - \text{損金算入 (特別償却額など)} + \text{損金不算入} + \text{益金算入} - \text{益金不算入} \cdots (6)$$

$$\text{法人税額等} = \text{課税所得} \times \text{法人税率} \cdots (7)$$

また、本分析で定義する税負担率は、以下の (8) 式のように分母を課税所得ではなく税引き前利益とする。よって、税負担率は特別償却額が大きくなるほど小さくなる。

$$\text{税負担率} = \text{法人税} \cdot \text{住民税及び事業税合計} \div \text{税引き前当期利益} \cdots (8)$$

図表 1 分析で使用するデータ

掲載箇所	科目
貸借対照表・資本の部	資本金
損益計算書	税金等調整前当期利益 法人税・住民税及び事業税合計 法人税等調整額
その他項目	減価償却実施額 普通償却費 (特別減価償却額を含む)
財務指標データ	株主資本収益率

出所 「日本経済新聞社総合経済データバンク NEEDS」企業財務本決算データより作成。

3-2. 仮説の提示と分析モデル

本分析では、「2003 年度の投資促進税制導入後は資本規模が大きい企業ほど特別償却を利用して、キャッシュ・フローを確保している。」という仮説を立て、これを検証する。つまり、キャッシュ・フローを重視する大規模な企業ほど特別償却比率が高いということを明らかにしたい。

特別償却と税額控除の選択にあたり、企業は積極的に特別償却制度を利用することによって、設備投資取得年度のキャッシュ・フローを増やすことができる。つまり、設備投資に対して取得価額の 10% の税額控除を選択するよりは 50% の特別償却を選択する方が、企業にとっては一時的に大きな税負担の軽減をもたらすため、より多くの投資資金を確保することができるのである。課税当局の狙い

通り、特別償却が企業のキャッシュ・フローを増加させ、投資の促進効果をもたらすのであれば、仮説とは反対に資金制約が強いと考えられる小規模な企業ほど特別償却を選択するであろう。

ここで、仮説に対応した計量モデルとして、以下のような推計式を設定する。

$$\frac{S}{W}_{i,t} = \alpha + \beta \ln SCA_{i,t} + \gamma (\ln SCA_{i,t} \times DV_t) + \delta ROE_{i,t} + \zeta (ROE_{i,t} \times DV_t) + \eta (\text{IND}_i \times \ln SCA_{i,t}) + \theta (\text{IND}_i \times DV_t \times \ln SCA_{i,t}) + \varepsilon_{i,t} \quad (9)$$

{ $\frac{S}{W}$: 特別償却比率 α : 定数項 $\ln SCA$: 資本金 (対数値) ROE : 株主資本利益率 IND : 産業ダミー DV : 税制改正ダミー ε : 誤差項}

この推計式は、税制改正後に資本規模が大きい企業ほど特別償却比率が高くなることを検証するものである。被説明変数として特別償却比率 ($\frac{S}{W}$) をおき、説明変数には資本金 ($\ln SCA$) と株主資本利益率 (ROE)、それらの変数と税制改正ダミー (DV) との交差項を取り上げた。また、産業をコントロールするとともに各産業別の影響をみるため、各産業ダミー (IND) と資本金 ($\ln SCA$) の交差項、そして各産業ダミー (IND) と税制改正ダミー (DV) と資本金 ($\ln SCA$) の交差項も取り上げた。尚、 DV は税制改正のダミーであり、税制改正前の企業の財務データ (2000 年度・2001 年度・2002 年度) については 0 であるが、税制改正後のデータ (2003 年度・2004 年度) については 1 であるようなダミー変数となっている。

ここで、パラメータ β は資本規模が特別償却比率に与える影響を示し、パラメータ γ は税制改正後の資本規模が特別償却比率に与える影響を示している。パラメータ γ が正の値ならば、仮説どおり税制改正後は資本規模に応じて特別償却比率が大きくなることを意味する。また、パラメータ δ とパラメータ ζ は、株主資本利益率の高さが特別償却率に与える影響を示している。さらにパラメータ η とパラメータ θ は各産業における資本規模が特別償却比率に与える特有の効果を示している。したがって、仮説が支持されるためには、税制改正後の影響を示すパラメータ γ が正で有意な値となることが期待される。

3-3. 推定結果とその解釈

図表 2 は固定効果モデルとランダム効果モデルの推定結果を示しているが、F 検定および Hausman Test の結果、固定効果モデルが支持された。固定効果モデルの推定結果をみると、資本規模が特別償却比率に与える影響を示すパラメータ β は負の値を示したが有意でなかった。それに対して、税制改正後のパラメータ γ は、正で有意な値 (0.0028) となっている。この結果は、税制改正後は資本規模が大きくなるほど特別償却比率が大きくなることを意味している。次に、パラメータ δ は正で有意な値 (0.0064)、パラメータ ζ は負で有意な値 (-0.0031) となった。これらの結果は、税制改正前は株主資本利益率が高い企業が特別償却を利用していたが、改正後は株主資本利益率が低い企業がそれを利用していることを示している。つまり、株主資本利益率の低い企業は、税額控除を選択することによって、減税分だけ投資収益率を引き上げることができるが、これらの企業はキャッシュ・フローを確保するために税額控除よりも特別償却を選択していたのである。最後にパラメータ η については、いくつかの産業で有意な値を示したが、パラメータ θ はサービス業のみ有意な値 (0.0060) となった。

以上の結果から、「2003 年度の投資促進税制導入後は資本規模が大きい企業ほど特別償却を利用して、キャッシュ・フローを確保している。」という本稿の仮説は支持された。課税当局の狙い通り、特別償却制度が企業のキャッシュ・フローを増加させることによって投資の促進効果を図るものであれば、資金制約の強い小規模な企業ほど特別償却を選択する。つまり、資金制約の弱い大規模な企業ほど特別償却を利用しているという分析結果は、当局の意図とは異なる理由からこの制度が利用されたことを示唆しているのである。

図表2 特別償却比率の推定(推定期間: 2000年度から2004年度)

	固定効果モデル	ランダム効果モデル
対数資本金	-0.0384 (-1.33)	0.0098 (1.84)
対数資本金×税制改正ダミー	0.0028*** (2.58)	0.0026** (2.37)
株主資本利益率	0.0064*** (2.91)	0.0060*** (3.85)
株主資本利益率×税制改正ダミー	-0.0031** (-2.07)	-0.0031** (-2.25)
産業ダミー1×対数資本金	0.0414 (1.12)	0.0104*** (3.02)
産業ダミー2×対数資本金	0.1475*** (2.82)	0.0130*** (2.68)
産業ダミー3×対数資本金	0.1449*** (3.58)	0.0002 (0.09)
産業ダミー4×対数資本金	0.0290 (0.30)	0.0218*** (4.22)
産業ダミー5×対数資本金	0.0747 (1.51)	0.0111*** (2.83)
産業ダミー6×対数資本金	dropped	-0.0111 (-0.87)
産業ダミー7×対数資本金	0.0280 (0.13)	-0.0129 (-0.87)
産業ダミー1×税制改正ダミー×対数資本金	0.0060** (1.99)	0.0056** (1.96)
産業ダミー2×税制改正ダミー×対数資本金	0.0009 (0.21)	0.0049 (1.21)
産業ダミー3×税制改正ダミー×対数資本金	-0.0022 (-1.06)	-0.0004 (-0.18)
産業ダミー4×税制改正ダミー×対数資本金	0.0005 (0.11)	0.0002 (0.04)
産業ダミー5×税制改正ダミー×対数資本金	0.0026 (0.75)	0.0035 (1.08)

産業ダミー - 6 × 税制改正ダミー × 対数資本金	0.0093 (0.87)	0.0096 (0.89)
産業ダミー - 7 × 税制改正ダミー × 対数資本金	-0.0016 (-0.37)	-0.0014 (-0.32)
定数項	0.0803 (0.57)	0.0392 (1.00)
標本数	5949	5949
自由度修正済み R ²	0.0013	0.035
Hausman 検定	25.20 (0.0903)	
F 検定	5.20 (0.00)	

注 1

[産業ダミー]

基準 (ダミーなし): 製造業

産業ダミー 1: サービス業

産業ダミー 2: 証券, 商品先物取引業・その他金融・不動産・保険業

産業ダミー 3: 卸売・小売業

産業ダミー 4: 建設業

産業ダミー 5: 情報・通信業

産業ダミー 6: 水産・農林・鉱業

産業ダミー 7: 流通業

注 2

** は 5% 有意, *** は 1% 有意.

注 3

説明変数の () 内は t 値, Hausman 検定・F 検定の () 内は p 値.

3-4. 税負担率とキャッシュ・フローの分析

本節では、税制改正前後における税負担率とキャッシュ・フローの変化を分析する。特別償却を利用した企業は、初年度の税負担が大きく軽減されるため、税負担率が下がるとともに、キャッシュ・フローは増加する。ここでは、設備投資減税が導入された影響で、企業の税負担率とキャッシュ・フローがどう変化したかを時系列でみていく。図表 3 と図表 4 は、2000 年度から 2004 年のデータを用いて、資本規模別に 1 社当たりの法人税等調整額と税負担率などの平均値を求めた。これらの分析により、パネル分析から得た結果と整合的であることを確認したい。

企業は売上高から売上原価などの企業会計上の費用を差し引いたものを企業会計上の「税引き前当期利益」として計上し、それに対して損金不算入と益金算入をプラスし、損金算入と益金不算入をマイナスした金額が課税所得となる。一般的に企業会計上の利益(P)と税法上の所得(X)は乖離する傾向にある。この金額の差には、企業会計と法人税法の期間帰属の違いによって生じる差異も含まれる。この差異は税の繰延べ等によって生じるタイミングのずれであり、税効果会計の対象となる¹⁴。税効果会計とは、税引き前利益に対応する実際に支払われるべき法人税額を計算しようとするものであり、これに対応する項目は損益計算書の「法人税等調整額」に表示されている。仮に法人税等調整額が増加傾向にある場合、税制要因によりキャッシュ・フローが増加していることを意味する。それに対して、法人税等調整額が減少傾向にある場合、税制要因によってキャッシュ・フローが減少していることを意味する。さらに、この値がプラスで大きければ大きいほど、税の繰延べによりキャッシュ・フローが増加していることを意味する。したがって、企業が特別償却を利用してキャッシュ・フローを増やしているのであれば、2003年以降「法人税等調整額」が増加していることになる。

すべての資本規模において、2001年度から2004年度にかけて「法人税等調整額」の値はマイナスであった。2002年度から2003年度にかけて、資本金1,000円以上10億円未満の企業は「法人税等調整額」の値が-35.87百万から-45.25百万に減少、資本金10億円以上50億円未満の企業は-91.20百万特から-61.96百万に増加、資本金50億円以上100億円未満の企業では-100.24百万から-9.99百万に大きく増加となっている。したがって、大規模な企業ほど税制改正によってキャッシュ・フローが増加していることが分かる。

次に税負担率とは、当期に支払われた「法人税・住民税及び事業税合計額」を「税引き前当期利益」で割った値の平均値である。税負担率を資本規模別に比較すると、2002年度から2003年度にかけて、すべての資本規模の企業で税負担率が小さくなっていることが分かる。企業が税額控除を利用するよりも特別償却を利用した方が、設備投資を取得した年度の税負担は小さくなる。よって、2003年度

¹⁴ 税効果会計の対象項目とその効果については図表5を参照されたい。

に資本金 10 億円以上 50 億円未満の企業と資本金 50 億円以上 100 億円未満の企業が前年度に比較して税負担率が下がったのは、特別償却制度を利用したためと考えられる。

以上の分析結果から、大規模な企業ほど税制改正後は税負担率が小さくなり、キャッシュ・フローが増加していることが明らかとなった。これらの結果は、パネル分析の結果とも整合的であり、大規模な企業ほど積極的に特別償却を利用していることを示すものである。

図表 3 法人税等調整額

資本金	1,000 万円以上 10 億円未満	10 億円以上 50 億円未満	50 億円以上 100 億円未満
2000 年度	-74.65 百万	-144.87 百万	-424.60 百万
2001 年度	-59.60 百万	-87.67 百万	-143.60 百万
2002 年度	-35.87 百万	-91.20 百万	-100.24 百万
2003 年度	-45.25 百万	-61.96 百万	-9.99 百万
2004 年度	-22.66 百万	-29.44 百万	-6.09 百万
サンプル数	419 社	589 社	187 社

図表 4 税負担率

資本金	1,000 万円以上 10 億円未満	10 億円以上 50 億円未満	50 億円以上 100 億円未満
2000 年度	0.56	0.68	0.62
2001 年度	0.61	0.64	0.71
2002 年度	0.55	0.61	0.52
2003 年度	0.53	0.51	0.47
2004 年度	0.50	0.48	0.46
サンプル数	419 社	589 社	187 社

4. 結論 政策的インプリケーション

本分析では、「2003年度の投資促進税制導入後は資本規模が大きい企業ほど特別償却を利用して、キャッシュ・フローを確保している。」という仮説を検証した。その結果、大規模な企業ほど特別償却比率が高いことが明らかになった。また、パネル分析による推定結果は、平均税率とキャッシュ・フローの分析とも整合的であった。これにより本稿の仮説は支持されたのである。仮説が支持されたことにより、小規模な企業に対して課税当局が期待する投資促進税制の効果が得られていない可能性が明らかとなった。

さらに、投資促進税制導入前は株主資本利益率の高い企業が特別償却を利用しているのに対して、導入後は株主資本利益率の低い企業が特別償却を利用している可能性も示された。資本利益率が低い企業は、税額控除を選択することによって、減税分だけ投資収益率を引き上げることができる。しかし、これらの企業はキャッシュ・フローを確保するために特別償却を選択していたのである。この結果は、株主資本利益率の低い企業に税額控除を利用させることで投資収益率を上げ、投資を促進するという課税当局の狙いが達成されていないことを示している。

以上の分析結果は、課税当局の意図と企業側の行動がマッチしていないことを意味する。つまり、税のミス・マッチが生じていると捉えることができるのである。資本規模が異なれば、企業によって資金調達や配当政策など置かれている状況も異なるため、それに対する反応は必ずしも同一ではない。よって、政策を実施するにあたり、その効果を高めるために企業のリアクションを把握することは極めて重要である。また、設備投資減税は時限的な措置であるため2006年3月で廃止となったが、2006年4月から産業競争力のための情報基盤強化税制が創設された¹⁵。この租税特別措置においても企業に特別償却と税額控除の選択を認め

¹⁵ 情報セキュリティ強化と国際競争力強化の観点から、高度な情報セキュリティが確保された情報システム投資を促進し、情報基盤を強化するために税制上の措置を講じたものである。

ているため、今後の政策効果を検討するうえでも本研究は意義を持つと考えられる。

最後に実証分析に残されている問題点を指摘したい。本分析により、なぜ大規模な企業が特別償却を選択する傾向があるかについては、配当政策やキャッシュ・フロー経営などの可能性を述べるにとどまり、その要因については計量的に明らかにしていない。課税当局が期待する政策効果を達成するためには、どのような要因で企業が意思決定を行っているのかを分析する必要がある。また、本稿は小規模な企業ほど相対的に資金制約が強いという前提のもとで議論を進めているが、現実には企業ごとにその程度は異なる。よって、本来は何らかの指標を用いて、資金制約に直面している企業が特別償却と税額控除のどちらを選択するかを検証する必要がある。これらの問題点を考慮した分析については、今後の課題としたい。

【参考資料】

図表 5 税効果会計の対象項目

一時差異（税務上と会計上の資産負債や収益などの認識時期の違いによって生じるもの）	
将来減算一時差異	将来加算一時差異
繰延税金資産項目	繰延税金負債項目
① 棚卸資産評価損	① 利益処分方式による特別償却
② 有価証券評価損	② 利益処分方式による圧縮記帳
③ 減価償却費限度超過額	③ 利益処分方式による準備金
④ 長期前払費用償却超過額	④ 資産負債の評価替えによる評価差益
⑤ 貸倒引当金繰入限度超過額	
⑥ 未払事業税	
将来において税金を減少させる効果	将来において税金を増加させる効果

出所 岩崎勇 [2001], 69 頁.

図表 6 法人関連税制（租税特別措置による減収額）

改正事項	平成 15 年度の減収額
(1) 研究開発減税（中小企業分除く） 試験研究費の総額に係わる特別税額控除制度の創設など	▲5,470
(2) 設備投資減税（中小企業分除く）	▲4,370
① IT 投資促進税制の創設	▲900
② 開発研究用設備の特別償却制度の創設	(▲5,270)
(小計①+②)	
(3) 中小企業支援	▲30
① 中小企業技術基盤強化税制の拡充	▲1,450
② IT 投資促進税制の創設等（中小企業分）	▲380
③ 同族会社の留保金課税の不適用措置の見直し	▲170
④ 交際費等の損金不算入制度の見直し	▲270
⑤ 小額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例制度の創設	(▲2,300)
(小計①+②+③+④+⑤)	
合計額	▲13,040

出所 財務省財務総合政策研究所編 [2003], 51 頁.

【参考文献】

- Auerbach, A. J. (1983) “Corporate Taxation in the United States,” *Brookings Papers on economics Activity*, Vol. 2, pp. 415–513.
- Auerbach, A. J. and D. W. Jorgenson (1980) “Inflation-Proof Depreciation of asset,” *Harvard Business Review*, Vol. 58, Sept./Oct., pp. 113–118.
- Hulten, C. R. (1984) “Tax Policy and the Investment Decision, in Tax Policy: a Further Look at Supply-side Effect” *American Economics Review*, Papers and Proceedings, pp. 236–241.
- TRAN THI THU THUY (2005) 「日本企業の設備投資行動—日本の特徴およびコーポレート・ガバナンスの影響」博士論文，一橋大学，10月。

- 赤井伸郎 (2003) 「設備投資行動と法人税効果：展望—実証分析手法のサーベイ—」『経済活力と税制—金融関連税制を中心に—』, 金融調査研究会報告書 31, 11月, 33-54頁.
- 岩崎勇 (2001) 『すぐわかる税効果会計』, 一橋出版.
- 岡部勝成 (2011) 「中小企業版 IFRS の導入によるキャッシュ・フロー計算書への影響—中小企業に対するアンケート調査を中心に—」『會計』179(6), 森山書店, 6月, 809-819頁.
- 小川一夫・北坂真一 (1998) 『資産市場と景気変動』日本経済新聞社.
- 川口真一 (2006) 「IT 投資促進税制と企業行動—企業による特別償却と税額控除の選択」『証券経済研究』第 56 号, 日本証券経済研究所, 12月, 147-159頁.
- 財務省財務総合政策研究所編 (2003) 『財政金融統計月報 613 平成 15 年度予算特集』, 国立印刷局, 5月.
- 鈴木和志 (2000) 「金融・資本市場の不完全性と設備投資」吉川洋・大瀧雅之編『循環と成長のマクロ経済学』第 5 章, 東京大学出版会.
- 政府税制調査会 (1996) 「法人課税小委員会報告」.
(<http://www.mof.go.jp/singikai/zeicho/top.htm>)
- 政府税制調査会 (2000) 「わが国税制の現状と課題—21 世紀に向けた国民の参加と選択—」.
(<http://www.mof.go.jp/singikai/zeicho/top.htm>)
- 田近栄治・油井雄二 (1984) 「戦後日本の法人税制と設備投資—法人税軽減率の業種別計測を中心に—」『季刊現代経済』No. 40, 日本経済新聞社, 26-40頁.
- 田近栄治・油井雄二 (1989) 「日米法人企業の税負担—平均実効税率の計測—」『経済研究』第 40 号, 岩波書店, 2月, 20-33頁.
- 永長正士編 (2004) 『図説 日本の税制 平成 15 年度版』, 財経詳報社.
- 原田信行 (2002) 「SNA 統計を用いた「トービンの q 」の計測結果の違いについて」『日本経済研究』第 45 号, 262-268頁.
- 西野万理 (2003) 「政策税制と構造的法人税制改革—2003 年度税制改正によせて—」『税経通信』第 58(1), 税務経理協会, 1月, 81-87頁.
- 三井清・河内繁 (1995a) 「中小企業の設備投資と資金調達—資金制約と政策金融の機能—」『郵政研究レビュー』第 6 号, 3月.
- 三井清・河内繁 (1995b) 「設備投資資金の資金調達と政策金融」三井清・太田清編『社会資本の生産性と公的金融』, 日本評論社, 205-234頁.

- 宮川努・浜潟純大・中田一良・奥村直紀(2003)「IT投資は日本経済を活性化させるか—JIPデータベースを利用した国際比較と実証分析—」, ESRI Discussion Paper Series No. 41.
- 宮川努・浜潟純大(2004)「わが国IT投資の活性化要因—JIPデータベースを利用した国際比較と実証分析—」, 『経済研究』Vol. 55, No. 3, 245–260頁.
- 林正壽(1991)「法人所得税の法人規模別負担率」『法人所得課税論』, 同文館出版, 135–166頁.
- 米谷健司・松浦良行(2010)「税額控除が研究開発投資に与える影響」『会計』178(4), 森山書店, 10月, 564–579頁.
- 和田八束(1992)「企業資本充実と租税特別措置」『租税特別措置』, 有斐閣, 127–147頁.